

# 公共事業評価の流れ

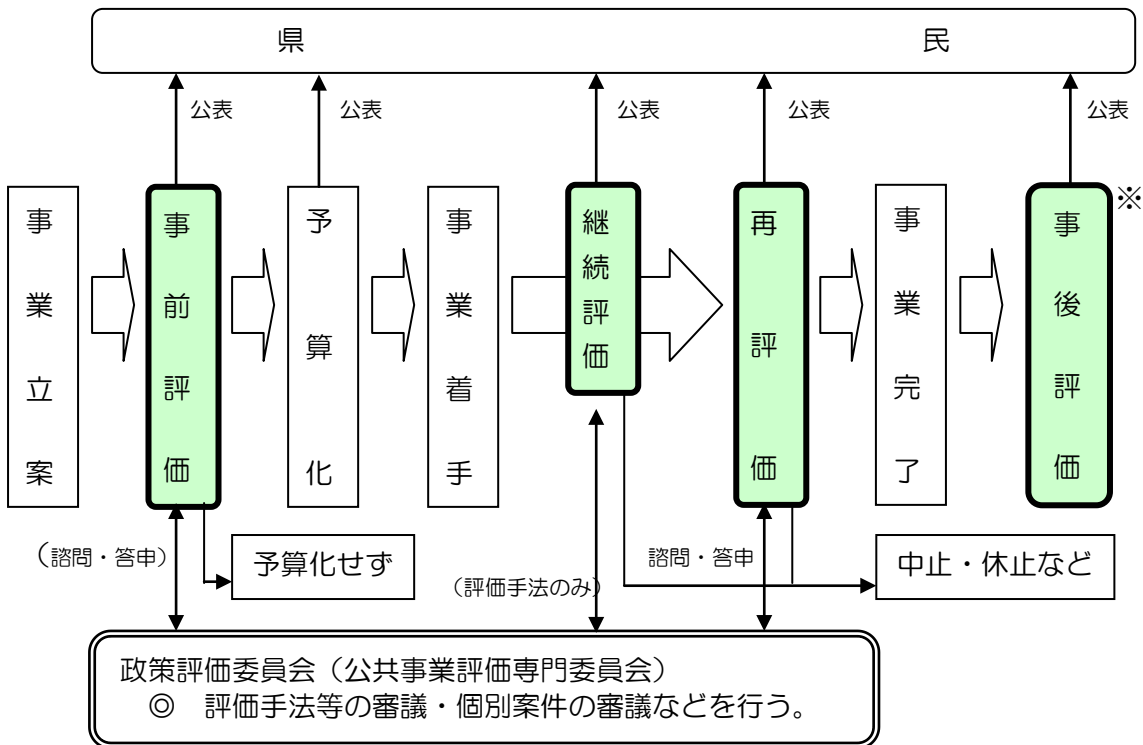
## 【公共事業評価の対象】

道路事業、河川事業、砂防事業、海岸事業、港湾事業、空港事業、都市計画事業、下水道事業、公営住宅建設事業、農業農村整備事業、林道事業、治山事業、水産基盤整備事業（13事業）

ただし、大規模事業評価の対象となる総事業費50億円以上の事業及び施設の維持管理を目的とする事業は除く。

## 【公共事業評価の時期と内容】

（フロー図）



## （評価の時期と内容）

○ 事前評価 事業着手前に評価を実施する。

○ 継続評価 毎年度評価を実施する。

○ 再評価 次の時期に評価を実施する。

- ・ 事業着手から5年度内に未着工の事業
- ・ 事業着手から10年度内に事業が完了する見込みがない事業
- ・ 再評価の翌年度から5年度内に事業が完了する見込みがない事業
- ・ 地域高規格道路又はダム建設事業の事業で、事業の準備又は調査に着手してから5年度内に事業に着手する見込みがない事業
- ・ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等で再評価を行う必要がある事業

○ 事後評価 次の時期に評価を実施する。

- ・ 道路事業については、事業完了後3年目となる事業
- ・ 農業農村整備事業については、事業完了後5年目となる事業
- ・ 道路事業及び農業農村整備事業以外の事業については、事業完了後3年目から5年目の間にあたる事業。ただし、水産基盤整備事業については、3年目から6年目の間にあたる事業。

※事後評価については、H20年度から本格的に実施している。